

議案第 81 号

町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 20 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

行財政改革の推進のため、町長の期末手当を現行どおり据え置くことから、この条例案を提出するものです。

町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

町長の給与の特例に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（期末手当の特例）

第2条 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年条例 号）の施行の際、現に町長の職にある者の期末手当の額は、常勤特別職職員給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）第20条第1項に規定する基準日現在において町長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の212.5を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年条例 号）附則第2条及び第3条の規定は、現に町長の職にある者には適用しない。

町長の給与の特例に関する条例の一部を改正条例（平成28年条例第4号）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（期末手当の特例）</u></p> <p><u>第2条 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年条例 号）の施行の際、現に町長の職にある者の期末手当の額は、常勤特別職職員給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）第20条第1項に規定する基準日現在において町長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の212.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>（退職手当の特例）</u></p> <p><u>第3条 この条例の施行の際、現に町長の職にある者が退職する場合には、常勤特別職職員給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。</u></p>	<p><u>（退職手当の特例）</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の際、現に町長の職にある者が退職する場合には、常勤特別職職員給与条例第3条 _____ の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。</u></p>